様式第６号（第４条関係）

一般廃棄物処分業許可証

八環業第２６８７号
令和８年３月１１日

京都府八幡市上奈良日ノ尾１番地の７
株式会社　大剛
代表取締役　安田 奉春　様

八幡市長　川　田　翔　子

令和８年２月１９日付けで申請のありました一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項若しくは第７項又は第７条の２第１項の規定により次のとおり許可します。

許可年月日	令和８年　３月１１日
許可番号	八幡市指令第　１５１　号
取扱廃棄物の種類	粗大ごみ（木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、繊維くず、ゴムくず）
事業範囲	破砕（中間処理）
業務区域	八　幡　市
主たる事務所 以外の事務所	事業の用に供する施設 【設置場所】京都府八幡市上奈良日ノ尾１番地の７他
許可期間	令和　８年　４月　１日から 令和１０年　３月３１日まで
許可条件	その他許可条件は、裏面による。

一般廃棄物処分業許可条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、同条例施行規則、その他関係法令等の規定を守り、かつ市の指示に従い、次のことを遵守すること。

１．事業の用に供する施設の設備及び処理能力
木くずの破砕施設　１機　１６３．２ｔ／日（２４時間）
【施設の京都府許可】令和２年８月１７日
許可番号　２山北保環第１１号の７
廃プラスチック類の破砕施設　１機　５１．１２ｔ／日（２４時間）
【施設の京都府許可】令和元年１２月１９日
許可番号　元山北保環第１７７号の１１

２．排出事業所との処理委託契約書（契約期間は許可期間内であること。）の写しを一部提出し、市の承認を得なければならない。

３．毎月の処理計画を市に提出し、承認を得ること。

４．排出事業所に変更があった場合は、速やかに報告すること。

５．八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第９条第１項の規定により２月ごとに業務の実績報告書を市に提出すること。

６．許可の更新を受けようとする場合は、許可期間満了日前１月までに申請すること。

７．市が実施する立入検査には、積極的に協力すること。

８．事業所としての適正な業務を遂行し、市民に迷惑をかけないこと。

９．市の一般廃棄物処理計画に変更が生じた場合及びこの許可に関し制度改正等があった場合は、許可を取り消すことがある。

１０．廃棄物の処理及び清掃に関する法律、八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、同条例施行規則、その他関係法令等の規定に違反した場合は、直ちに許可を取消す。